

# 第27回 定時株主総会 招集ご通知

**開催日時** 2026年3月27日（金曜日）午前10時  
受付開始：午前9時30分

**開催場所** 東京都文京区後楽一丁目3番61号  
東京ドームホテル B1階 シンシア

**議案**

第1号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く）2名選任の件
第2号議案	監査等委員である取締役3名選任の件
第3号議案	補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

## 【事業説明会開催のご案内】

定時株主総会終了後、引き続き株主総会会場におきまして、株主様向け事業説明会を実施し、当社代表取締役社長の熊田貴之より、当社の事業や技術開発の状況、また、今後の事業方針についてご説明いたします。

お時間の許す株主様には定時株主総会とあわせてご参加賜りますようお願い申し上げます。

なお、会場の利用時間の制限等の理由により短縮・中止する場合がありますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

証券コード 5597  
2026年3月6日

(電子提供措置開始日 2026年3月6日)

株 主 各 位

東京都文京区本郷五丁目33番10号  
ブルーイノベーション株式会社  
代表取締役社長 最高執行役員 熊 田 貴 之

## 第27回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第27回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.blue-i.co.jp/>

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、画面上部の「IR情報」を選択して、ご確認ください。)



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができませんので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、3～4頁の「議決権行使についてのご案内」に従って、2026年3月26日（木曜日）午後6時まで議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年3月27日(金曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都文京区後楽一丁目3番61号  
東京ドームホテル B1階 シンシア  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項 第27期(2025年1月1日から2025年12月31日まで) 事業報告及び計算書類  
の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)2名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)

- (1) 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

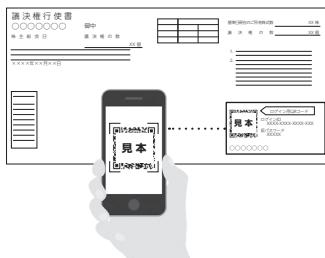


# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

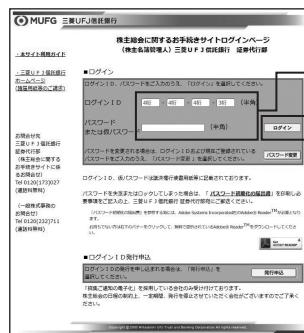
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力をクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

## インターネットによる事前質問について

第27回定時株主総会に先立ち、株主の皆様から、インターネットより事前にご質問を受け付けます。株主総会当日、下記事前質問受付サイトから頂戴した事前質問の一部につきまして、ご回答させていただきます予定です。

なお、ご質問は本株主総会の目的事項に関するものに限定させていただき、個別のご回答はいたしかねますので、予めご了承ください。

### 【事前質問受付サイト】

<https://www.blue-i.co.jp/contact/ir/>



(上記ウェブサイトにアクセスいただき、「IRに関するお問い合わせ・ご相談」フォームより、フォームに沿って必要事項をご記入いただき、「お問い合わせ内容」の箇所に『株主事前質問』と題してご記載くださいますようお願い申し上げます。)

### 事前質問受付期間

2026年3月6日（金）午前9時～2026年3月19日（木）午後6時まで

# 事業報告

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当社は、複数の自律移動ロボット（ドローンやAGV（※1）などを指す）を遠隔で制御し、統合管理するためのソフトウェアプラットフォーム（※2）である Blue Earth Platform®（BEP）を基軸に、人が実施していた社会インフラ設備の点検などの業務を、ドローンやAGVで代替して実施することにより効率化や安全化、省力化を図ることを目的としたソリューションの提供を行っております。

BEPとは、センサモジュールとソフトウェア（アプリ、クラウド）で構成された当社開発の統合的なシステム上のプラットフォームのサービス総称です。顧客の課題に対応して、ドローンの機体とセンサ、並びにソフトウェア開発の適切な組み合わせを、BEPの環境下で開発した上でソリューションとして提供していることから、各ソリューション名に「BEP」の名称を冠しております。BEPの環境下で、顧客の要望に合わせて、ドローン等の自律移動ロボットの移動・遠隔制御・デバイスとの連携等の「動かす」こと、ドローン等の取得した情報の保存・連携・監視等の「集める」こと、ドローン等の運行管理・挙動の解析等の「管理する」ことを実現しております。

当社の提供するソリューションは、点検、ポート、教育、ネクストの4分野で構成されており、特に「点検ソリューション」と「ポートソリューション（防災・監視向け）」を成長の二本柱として位置づけています。近年、社会課題としてインフラ老朽化や自然災害の増加が顕在化する中、下水道・電力などの社会インフラにおけるドローン点検需要が堅調に拡大しております。また、津波避難広報等に活用可能な防災ドローンポートシステム（BEPポート | 防災システム）についても、国や自治体による導入・検証が進んでおり、当社はこれらの社会実装を推進する役割を果たしております。

当事業年度においては、社会インフラ点検及び防災分野を中心に社会実装が着実に進展し、案件創出は継続しました。一方で、案件ごとの個別対応を前提とした提供モデルが先行したことにより、供給能力及び売上計上のタイミングに制約が生じ、売上の積み上がりは限定的となりました。これらは、単発案件中心のフロー型収益構造や人手依存の供給体制といった事業構造上の課題が顕在化したものであります。当社はこれを今後の成長に向けて解決すべき構造的課題と認識しており、標準化・パッケージ化の推進及びストック型収益モデルへの転換を進めてまいります。

このような状況の中、当事業年度の経営成績は、売上高1,051,466千円（前期比14.0%減）、営業損失548,051千円（前期は営業損失398,416千円）、経常損失561,271千円（前期は経常損失392,019千円）、当期純損失635,461千円（前期は当期純損失394,719千円）となりました。当期純損失の拡大については、保有する有形固定資産について将来の回収可能性を慎重に検討した結果、固定資産の減損損失71,489千円を特別損失として計上した影響が含まれております。なお、2026年2月13日付「通期業績予想と実績値の差異及び特別損失の計上並びに役員報酬の減額に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、当社は、2025年12月期通期の業績について、予想を下回る結果となったことを真摯に受け止め、経営責任を明確にする観点から、役員報酬の減額を実施しております。

当社はドローン関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。当社の販売実績を4つのソリューション別「点検、ポート、教育、ネクスト」に区分した売上高の状況は次のとおりであります。

(単位：千円)

ソリューション区分	前事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)
点 検	568,398	576,522
ポ ー ト	312,446	252,143
教 育	280,084	203,067
ネ ク ス ト	62,307	19,733
合 計	1,223,237	1,051,466

・点検ソリューション

下水道分野を中心に公共インフラ分野における案件数は増加した一方で、個別要件への対応や供給体制の制約により、一部案件で売上計上の期ズレが発生しました。この結果、売上高は576,522千円（前期比1.4%増）となりましたが、売上計上タイミングの影響により、売上の積み上がりは限定的となりました。

当社では、こうした状況を踏まえ、標準化・パッケージ化を進めることで、既存顧客における取引拡大と再現性のある成長モデルの構築に取り組んでまいります。

・ポートソリューション

災害対応を含む運用実績を通じて社会実装フェーズに到達しました。当事業年度においては、短期的な収益拡大よりも、導入後の運用安定性や自動化の高度化を優先した結果、収

益化は段階的な進展となりました。この結果、売上高は252,143千円（前期比19.3%減）となりました。

今後は、導入・運用プロセスの標準化を進め、継続利用を前提とした収益モデルへの転換を図ってまいります。

・教育ソリューション

教育ソリューション単体での売上拡大を目的とせず、点検・防災分野を支える基盤としての役割を明確化しました。その一環として、利益率や運用効率の観点から提供内容の見直しを行った結果、売上は抑制的な推移となりましたが、収益性は改善傾向にあります。この結果、売上高は203,067千円（前期比27.5%減）となりました。

今後は、講習を起点とした顧客接点を活かし、他ソリューションの受注確度向上に貢献してまいります。

・ネクストソリューション

機械・化学メーカー等に向けた新規ソリューションの検証案件を一部受託した一方で、主力の点検及びポートソリューションへのリソース集中を優先したことにより、新規受注は限定的となりました。この結果、売上高は19,733千円（前期比68.3%減）となりました。

研究開発面では、B E P を基盤としたセンシング技術や自動運航機能の開発を継続しており、顧客との共同検証を通じた実用化可能性の検討を進めています。今後は、点検・防災分野との技術連携を強化し、将来的な事業化と収益化に向けた基盤構築を進めてまいります。

当社は、安定した売上成長の観点では累計取引企業数及びストック型売上（ドローン等のハードウェアのリースやB E P を軸としたソフトウェア、保守メンテナンス、運用サービスの継続利用等）の比率を高めることが重要であると考えております。

当事業年度末における累計取引企業数は、点検ソリューションを中心に、下水道・電力などのインフラ分野をはじめ、建設業界においても着実に拡大し、700社（前期比128社増）となりました。

ストック型売上は、231,716千円（前期比27.2%減）、ストック型売上比率は22.0%（前期は26.0%）となりました。採算性を重視した提供内容の見直しにより一時的に減少しましたが、これは収益性改善を優先した戦略的な構成変更によるものです。現在は、運用・保守・ライセンス契約を中心とした高付加価値型の継続サービスへの再構築を進めており、2026年以降は点検ソリューションを中心にストック収益の再成長を図ってまいります。当社は引き続き、利益率の高い継続利用モデルの拡大と収益基盤の健全化に取り組んでまいります。

(※1) Automated Guided Vehicle の略称。産業用途で多く使用される自動運転車の一種で人間が運転操作を行わなくとも自動で走行できる搬送車。

(※2) 自律移動ロボットを使ったソリューションや製品を開発する際に、使用できる基盤と

なる技術要素の組み合わせのことを意味する。ソリューションや商品の開発者が、自社ソリューションの提供価値を、自律移動ロボットを使って効率よく提供するために必要な一連の技術要素をパッケージ化したもの。

(※3) Small Business Innovation Researchの略称。SBIR制度は、スタートアップ等による研究開発を促進し、その成果を円滑に社会実装し、それによって我が国のイノベーション創出を促進するための制度。今回のプロジェクトは、経済産業省が管理、執行するSBIR事業。

## ② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は28,489千円で、その主なものは、点検及び教育事業において使用するドローン機体の取得によるものであります。

## ③ 資金調達の状況

当事業年度中に、第三者割当による新株式80,900株の発行、並びに第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（総額500百万円）及び第11回新株予約権の発行を実施いたしました。これにより、新株式の発行による約200百万円、転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行・行使を通じて、最大で約1,223百万円の資金調達を行っております。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第24期 (2022年12月期)	第25期 (2023年12月期)	第26期 (2024年12月期)	第27期 (当事業年度) (2025年12月期)
売上高(千円)	908,399	1,264,574	1,223,237	1,051,466
経常損失(千円)	341,454	295,670	392,019	561,271
当期純損失(千円)	345,123	299,270	394,719	635,461
1株当たり 当期純損失(円)	106.01	90.35	100.21	160.55
総資産(千円)	937,121	1,785,080	1,342,818	1,402,723
純資産(千円)	365,968	1,028,066	633,346	205,261
1株当たり純資産(円)	111.60	260.99	160.79	50.02

(注) 1. 1株当たり当期純損失は期中平均発行済株式総数により算出しております。

2. 1株当たり純資産は期末発行済株式数により算出しております。

### (3) 対処すべき課題

#### ① 顧客の拡大

当事業年度において当社の事業活動は、特に点検ソリューション分野において、下水道・電力等の公共インフラ分野を中心に社会実装が進展いたしました。一方で、社会ニーズの拡大に迅速に応える過程において、案件ごとの個別要件への対応が先行した結果、供給体制への負荷集中により売上計上のタイミングが分散し、売上が継続的に積み上がる構造の構築が課題として顕在化いたしました。

このような状況を踏まえ、今後の顧客拡大においては、単発受注型ビジネスから継続契約型ビジネスへの移行を最重要課題と位置付けます。具体的には、個別仕様案件の受注を抑制し、標準化及びパッケージ化されたソリューションの横展開に経営資源を集中することで、再現性のある拡大を主軸に取り組んでまいります。

点検ソリューションにおいては、既に導入実績のある顧客を中心に、BEPインスペクション、BEPライン、BEPサーベイランスといった標準パッケージの横展開を進めるとともに、導入・運用プロセスの標準化を推進することで、アップセル及び継続利用を前提とした取引拡大を図ってまいります。また、PoC（概念実証）段階にある案件についても、採算基準を満たし、本格導入及び継続利用につながる形での提案を強化し、安定的な売上の積み上げに結び付けてまいります。

ポートソリューションにおいては、防災ニーズの高まりを背景に、国や自治体を中心とした導入実績及び運用実績が積み上がっていることを踏まえ、今後は個別案件ごとの対応にとどまらず、導入後の運用・保守を含めた標準的な提供モデルの構築を進めてまいります。これにより、予算化及び継続利用を前提としたストック型収益モデルへの転換を図り、社会実装の進展と収益性の向上の両立を目指してまいります。

教育ソリューションについては、単体での売上拡大を目的とするのではなく、点検及び防災分野を支える基盤としての役割を明確に位置付けております。講習を通じた顧客接点の創出や運用人材の育成を通じて、他ソリューションにおける受注確度の向上及び継続利用の促進に貢献することで、当社全体の顧客価値の最大化を図ってまいります。

当社は今後も、拡大する社会インフラ分野の需要を的確に捉えつつ、事業構造の転換を断行し、売上の安定的且つ継続的な形での顧客拡大を推進してまいります。

#### ② 優秀な人材の獲得

当社は、点検・防災分野を中心とした社会インフラ領域において、ドローン及びロボットを活用した高度な技術力と実装力を強みとして事業を展開しております。当事業年度においては、社会実装の進展に伴い案件数及び対応領域が拡大した一方、案件ごとの個別要件に応じた対応が増加し、人手に依存した提供体制に負荷が集中する状況が生じました。

このような事業環境を踏まえ、当社における人材面の課題は、単純な人員数の不足ではな

く、事業の拡大局面においても持続的かつ効率的に価値を提供できる体制を構築することであると認識しております。今後は、個別対応を前提とした体制から、標準化及びパッケージ化を軸とした事業モデルへの転換を進める中で、これを支える人材の確保及び育成に取り組んでまいります。

具体的には、ドローン及びロボットの運用に関する専門人材に加え、システム設計、データ活用、プロジェクト管理等の分野において、事業全体を俯瞰し、標準化されたサービスを効率的に展開できる人材の育成及び配置を進めてまいります。また、部門間の連携を強化し、営業から導入、運用までを一体的に捉えた体制を構築することで、意思決定及び実行のスピード向上を図ってまいります。

あわせて、多様な人材が能力を発揮できる環境整備にも引き続き注力し、教育・研修制度の充実や柔軟な働き方の推進を通じて、人材の定着及び成長を促進してまいります。これにより、事業のスケラビリティと品質を両立させる組織基盤を構築し、持続的な成長につなげてまいります。

### ③ ドローンポート開発の取り組み

ドローンの自動化及び無人運用の進展に伴い、ドローンの離着陸、充電、通信等を担うドローンポートは、点検、防災、監視等の各種ソリューションを支える重要な基盤技術であると当社は認識しております。特に、有人地帯における目視外飛行が可能となるレベル4運航の解禁を見据え、ドローンの安全かつ継続的な運用を実現するためには、高い信頼性を有するドローンポートの整備が不可欠となっております。

当社はこれまで、津波避難広報ドローンシステムをはじめとする防災用途において、ドローンポートを活用した自動運航システムの開発及び社会実装に取り組んでまいりました。当事業年度においても、実運用及び実災害対応を通じて、ドローンポートを含む当社システムの有効性及び実用性が確認され、社会実装フェーズへと進展しております。

一方で、これらの取り組みは、個別の案件要件や実証条件に応じた対応が中心となっており、導入から運用、保守に至るまでを含めた提供モデルの標準化及び収益化の確立が、今後の重要な課題として認識されております。

このため、今後のドローンポート開発においては、技術的な高度化のみならず、導入・運用プロセスの整理及び標準仕様の策定を進め、継続利用を前提とした提供モデルの構築に注力してまいります。あわせて、既存の防災用途に加え、河川、ダム、港湾等の社会インフラ分野への展開可能性を検討しつつ、事業性及び収益性を重視した段階的な拡張を図ってまいります。

当社は、ドローンポートを将来の社会インフラを支える基盤技術の一つと位置付け、社会実装で得られた知見を活かしながら、持続的な事業成長につながる形での開発及び展開を進めてまいります。

#### ④ 新しい機能の拡大

当社は、複数のドローンやロボットを統合的に制御・管理するプラットフォームであるBEP (Blue Earth Platform) を基盤として、点検、防災、監視等の各種ソリューションを提供してまいりました。これまでの取り組みにより、単体の機体を用いた運用から、複数機体を連携させた運用まで、段階的に機能拡張を進めており、当事業年度においても、実運用を通じて技術的な有効性が確認されております。

一方で、機能の高度化や新機能の追加が、個別案件ごとの要件に応じて進められてきた側面があり、結果として開発リソースの分散や、提供内容の複雑化につながる場面も見受けられました。このため、当社における今後の課題は、新しい機能を網羅的に拡充することではなく、事業化及び収益化に資する機能に開発リソースを集中し、再現性のある形で提供できる機能体系を構築することにあると認識しております。

今後は、点検及び防災分野における実運用で得られた知見を踏まえ、顧客価値及び事業性の観点から優先順位を明確にしたうえで、新機能の開発及び実装を進めてまいります。あわせて、標準化及びパッケージ化を前提とした機能設計を行うことで、導入・運用の効率化及び品質の均一化を図ってまいります。

当社は、BEPを中核とした機能拡張を、単なる技術的進化にとどめることなく、持続的な事業成長につながる形で推進し、売上の再現性及び収益性の向上に貢献する機能基盤の確立を目指してまいります。

#### ⑤ 蓄積されたデータの活用

レベル4運航の実現に向けてドローンの自動化が加速する中、飛行の安全性の確保は、今後ますます重要な課題となっております。その基盤となるのが、フライトログ等の運航データをはじめとするビッグデータの継続的な収集及び解析であると当社は認識しております。

当社の「BLUE SKY」は、ドローンのフライトログ、映像データ及び解析データ等をBEP (Blue Earth Platform) のクラウド環境に集約・管理する仕組みとして構築されており、当事業年度においても、点検及び防災分野を中心とした実運用を通じて、データの蓄積が着実に進展しております。これらのデータは、飛行の安全性向上や運用品質の安定化を図る上で重要な基盤となっております。

一方で、社会実装の進展に伴いデータ量及び活用領域が拡大する中で、データの活用方法や提供価値を案件ごとに個別設計する状況も生じており、今後は、データの整理及び活用の在り方をより体系的に整備していくことが課題であると認識しております。

このため、今後は、蓄積されたデータを活用した安全性向上や運用支援に資する機能について優先順位を明確にした上で標準化を進めるとともに、AI等の技術とも連携しながら継続的なサービス提供につながる形での活用を段階的に推進してまいります。当社は、多くの運航データを継続的に蓄積・活用することで、飛行の安全性の向上を通じた社会的価値の創出に貢献するとともに、当社サービスの持続性及び競争力の強化につなげてまいります。

## ⑥ 組織体制の整備及び内部管理体制の強化

当社を取り巻く事業環境は、点検及び防災分野を中心とした社会実装の進展により、案件内容の高度化及び事業運営の複雑化が進んでおります。当事業年度においては、複数の案件を並行して推進する中で、迅速な意思決定及び部門間連携の重要性が一層高まるとともに、事業規模の拡大に対応した組織運営及び内部管理体制の整備が課題として認識されました。

このような状況を踏まえ、当社は、事業の成長段階に応じた組織体制の見直し及び強化に継続的に取り組んでまいります。具体的には、営業、開発、運用等の各機能が連携し、標準化及びパッケージ化を前提とした事業運営を効率的に推進できる体制の構築を進めるとともに、役割及び責任の明確化を通じて、意思決定及び実行のスピード向上を図ってまいります。

また、事業運営の高度化及び社会的責任の拡大を踏まえ、内部管理体制の強化にも引き続き注力してまいります。監査等委員及び社外取締役による監督機能を有効に活用し、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めるとともに、事業運営上のリスク管理及び内部統制の整備・運用を通じて、経営の公正性及び透明性の確保に努めてまいります。

当社は、こうした組織体制及び内部管理体制の整備を、事業成長を支える基盤として位置付け、持続的かつ安定的な企業価値の向上につなげてまいります。

## ⑦ 収益性の向上

当社は、点検及び防災分野を中心とした社会インフラ領域において、需要の拡大を背景に社会実装を着実に進めてまいりました。一方、当事業年度においては、案件ごとの個別要件への対応を優先した事業運営が先行した結果、供給体制への負荷集中により売上計上のタイミングが分散するとともに、原価及び運用負荷が一時的に増加し、収益性の面で課題が顕在化いたしました。

これらの課題は、市場環境の変化や需要の減少によるものではなく、社会ニーズに迅速に対応する過程において、個別対応を前提とした事業設計が拡大したことに起因するものと認識しております。当社は、当事業年度における業績を真摯に受け止め、持続的な成長を実現するためには、売上が継続的に積み上がる事業構造への転換が不可欠であると認識しております。

今後は、個別仕様案件の受注を抑制し、徹底した標準化及びパッケージ化を軸とした再現性のある事業モデルへと統合いたします。限られた経営資源を標準パッケージの販売及び機能強化に集中させることで、売上の安定的な積み上げ及び原価構造の改善を図り、売上規模の拡大と収益性の向上を同時に実現する事業構造への転換を進めてまいります。

また、継続利用及びリピートを前提とした取引の拡大に注力するとともに、提供プロセスの効率化及びコスト管理の徹底を通じて、収益性の質の向上に取り組んでまいります。当社は、短期的な数値改善を目的とするのではなく、2026年度を「収益構造が変わる年」と位置

付け、個別対応中心のモデルから、標準化・効率化されたモデルへの転換を進めます。これにより、再現性のある収益モデルの確立を通じて、中長期的に安定した収益基盤を構築し、企業価値の向上につなげてまいります。

#### (4) 主要な事業内容 (2025年12月31日現在)

当社は、複数の自律移動ロボット（ドローンやAGV（※1）などを指す）を遠隔で制御し、統合管理するためのソフトウェアプラットフォーム（※2）である Blue Earth Platform®（BEP）を基軸に、人が実施していた社会インフラ設備の点検などの業務を、ドローンやAGVで代替して実施することにより効率化や安全化、省力化を図ることを目的としたソリューションの提供を行っております。

BEPとは、センサモジュールとソフトウェア（アプリ、クラウド）で構成された当社開発の統合的なシステム上のプラットフォームのサービス総称です。顧客の課題に対応して、ドローンの機体とセンサ、並びにソフトウェア開発の適切な組み合わせを、BEPの環境下で開発した上でソリューションとして提供していることから、各ソリューション名に「BEP」の名称を冠しております。BEPの環境下で、顧客の要望に合わせて、ドローン等の自律移動ロボットの移動・遠隔制御・デバイスとの連携等の「動かす」こと、ドローン等の取得した情報の保存・連携・監視等の「集める」こと、ドローン等の運行管理・挙動の解析等の「管理する」ことを実現しております。

当社の提供するソリューションは、点検、ポート、教育、ネクストの4分野で構成されており、特に「点検ソリューション」と「ポートソリューション（防災・監視向け）」を成長の二本柱として位置づけています。近年、社会課題としてインフラ老朽化や自然災害の増加が顕在化する中、下水道・電力などの社会インフラにおけるドローン点検需要が堅調に拡大しております。また、津波避難広報等に活用可能な防災ドローンポートシステム（BEPポート | 防災システム）についても、国や自治体による導入・検証が進んでおり、当社はこれらの社会実装を推進する役割を果たしております。

- (※1) Automated Guided Vehicle の略称。産業用途で多く使用される自動運転車の一種で人間が運転操作を行わなくとも自動で走行できる搬送車。
- (※2) 自律移動ロボットを使ったソリューションや製品を開発する際に、使用できる基盤となる技術要素の組み合わせのことを意味する。ソリューションや商品の開発者が、自社ソリューションの提供価値を、自律移動ロボットを使って効率よく提供するために必要な一連の技術要素をパッケージ化したもの。

**(5) 主要な営業所及び工場** (2025年12月31日現在)

本 社	東京都文京区
クラウドモビリティ研究所	東京都板橋区

**(6) 従業員の状況** (2025年12月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
68 (7) 名	3名減 (2名減)	41.4歳	4.6年

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

**(7) 主要な借入先の状況** (2025年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社日本政策金融公庫	379,000千円
株式会社三菱UFJ銀行	77,500千円

**(8) その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2025年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 10,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 4,025,671株  
(3) 株主数 5,686名  
(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
熊田 貴之	1,490,400株	37.02%
福田 重男	180,000	4.47
熊田 雅之	113,400	2.81
いであ株式会社	80,900	2.00
MSCO CUSTOMER SECURITIES	64,500	1.60
FUSOグループホールディングス株式会社	50,000	1.24
大成温調株式会社	50,000	1.24
DRONE FUND 3号投資事業有限責任組合	45,454	1.12
横田 賢司	42,800	1.06
大成株式会社	40,000	0.99

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況  
該当事項はありません。

### (6) その他株式に関する重要な事項

2025年10月15日を払込期日とする第三者割当増資による新株式発行により、発行済株式の総数は80,900株増加しております。

### 3. 新株予約権等の状況

#### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第5回新株予約権	
発行決議日	2016年6月29日	2018年5月29日	2020年7月21日	
新株予約権の数	6,400個	16,400個	19,700個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 6,400個 (新株予約権1個につき1株)	普通株式 16,400個 (新株予約権1個につき1株)	普通株式 19,700個 (新株予約権1個につき1株)	
新株予約権の払込金額	無償	無償	無償	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 460円 (1株当たり 460円)	新株予約権1個当たり 1,000円 (1株当たり 1,000円)	新株予約権1個当たり 2,000円 (1株当たり 2,000円)	
権利行使期間	2018年6月1日から 2026年6月29日まで	2020年6月1日から 2028年5月28日まで	2022年7月22日から 2030年7月21日まで	
行使の条件	(注)	(注)	(注)	
役員の 保有状況	取締役 (監査等委員及び社 外取締役を除く)	—	新株予約権の数 10,000個 目的となる株式数 10,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 5,000個 目的となる株式数 5,000株 保有者数 1名
	社外取締役 (監査等委員を除く)	—	—	—
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数 6,400個 目的となる株式数 6,400株 保有者数 1名	新株予約権の数 6,400個 目的となる株式数 6,400株 保有者数 1名	新株予約権の数 14,700個 目的となる株式数 14,700株 保有者数 3名

	第7回新株予約権	第10回新株予約権	
発行決議日	2022年3月17日	2023年3月16日	
新株予約権の数	2,500個	15,000個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 2,500個 (新株予約権1個につき1株)	普通株式 15,000個 (新株予約権1個につき1株)	
新株予約権の払込金額	無償	無償	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 2,200円 (1株当たり 2,200円)	新株予約権1個当たり 2,200円 (1株当たり 2,200円)	
権利行使期間	2024年3月18日から 2032年3月17日まで	2025年3月17日から 2033年3月16日まで	
行使の条件	(注)	(注)	
役員の 保有状況	取締役 (監査等委員及び社 外取締役を除く)	—	新株予約権の数 15,000個 目的となる株式数 15,000株 保有者数 1名
	社外取締役 (監査等委員を除く)	—	—
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数 2,500個 目的となる株式数 2,500株 保有者数 1名	—

(注) 当社と新株予約権の付与対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

**(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況**  
該当事項はありません。

### (3) その他新株予約権等の状況

- ① 2025年9月26日開催の取締役会決議に基づき発行した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

社債に付された新株予約権の総数	40個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 202,265株 (新株予約権1個につき 5,056株) 本新株予約権付社債の全部が、下記に記載される当初転換価額で転換されたと仮定した場合の潜在株式数です。本新株予約権付社債については、転換価額の修正は行われず、したがって上限転換価額及び下限転換価額はありません。
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払込は要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額	新株予約権の行使に際しては、新株予約権に係る社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その払込金額と同額とする。 転換価額は1株当たり 2,472円
新株予約権の行使期間	2025年10月24日から2030年10月21日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。 増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

② 2025年9月26日開催の取締役会決議に基づき発行した第11回新株予約権

新株予約権の総数	2,100個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 210,000株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 1,853円
新株予約権の払込期日	2025年10月23日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき 2,472円
新株予約権の行使期間	2025年10月24日から2030年10月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。 増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
割当先	シンプレクス・キャピタル・PIPEs投資事業有限責任組合1号

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役 の 状況 (2025年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長 最高執行役員	熊田 貴之	
取締役 副社長執行役員	熊田 雅之	システム開発本部管掌
取締役 執行役員	井手 雄一郎	経営管理本部長
取締役 (監査等委員)	古川 聖	常勤監査等委員
取締役 (監査等委員)	野島 威	
取締役 (監査等委員)	中川 雅博	

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 古川聖氏、野島威氏及び中川雅博氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、古川聖氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 2025年12月31日をもって、田中健郎氏は取締役を辞任いたしました。なお、退任時における担当及び重要な兼職は営業本部長でありました。
4. 当社は、古川聖氏、野島威氏及び中川雅博氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である社外取締役古川聖氏、野島威氏及び中川雅博氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約 (D&O保険) を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行

った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。

#### (4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

##### ① 取締役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (監査等委員を除く)	55,686	55,686	－	－	4
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	15,600 (15,600)	15,600 (15,600)	－ (－)	－ (－)	3 (3)
合 計 (うち社外取締役)	71,286 (15,600)	71,286 (15,600)	－ (－)	－ (－)	7 (3)

注) 上表には、2025年12月31日をもって退任した取締役1名を含んでおります。

##### ② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役 (監査等委員である取締役を除く) の報酬限度額は、2020年6月29日開催の臨時株主総会において、年額150,000千円以内 (ただし、使用人分給与は含まれない) と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役 (監査等委員である取締役を除く) の員数は4名です。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2020年6月29日開催の臨時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名 (うち社外取締役3名) です。

##### ③ 取締役の個人別報酬等の内容についての決定方針

当社は、取締役会において、役員の報酬等の決定に関する方針を定めており、その内容及び決定方法は以下のとおりです。なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していること等を確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

- ・取締役の基本報酬は、固定報酬とし、各取締役の役位、役割及び貢献度等に応じて決定して

おります。

- ・株式による報酬（ストックオプション等）は、当社の業績及び事業環境に関する見直し等を総合的に勘案して支給を決定するものとし、これを支給する場合の金額等は、各取締役の役位、役割及び貢献度等に応じて決定しております。
- ・金銭的報酬は年額で設定し、その12分の1を当月分として毎月支払うこととしております。非金銭的報酬等は不定期の支給とし、個別の取締役会決議により、支給を行うこととしております。
- ・当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有す者は、取締役会により委任された代表取締役社長であり、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、各取締役の役位、役割及び貢献度等を総合的に考慮し、報酬案を社外取締役と共有し、その意見・助言を踏まえ決定しております。なお、代表取締役社長に権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役社長が最も適任であると判断したためであります。
- ・当社の監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査等委員の協議により決定しております。

## (5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
社外役員による他の法人等の重要な兼職及び当社との間に特別な関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

		出席状況及び主な活動状況
取締役 (監査等委員)	古川 聖	当事業年度において開催された取締役会21回及び監査等委員会15回全てに出席し、CFOとしての豊富な経験・見識から、議案・審議等につき透明性・客観性及び適正性の確保に必要な発言を適宜行っております。また、経営会議にも全て出席し、各事業進捗に必要な発言を行っております。

		出席状況及び主な活動状況
取締役 (監査等委員)	野島 威	当事業年度において開催された取締役会21回及び監査等委員会15回全てに出席し、会社経営に係る豊富な経験・見識から、議案・審議等につき透明性・客観性及び適正性の確保に必要な発言を適宜行っております。また、経営会議にも全て出席し、各事業進捗に必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	中川 雅博	当事業年度において開催された取締役会21回及び監査等委員会15回全てに出席し、会社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に係る豊富な経験・見識から、議案・審議等につき透明性・客観性及び適正性の確保に必要な発言を適宜行っております。また、経営会議にも全て出席し、各事業進捗に必要な発言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	監査証明業務に基づく報酬	非監査証明業務に基づく報酬
当社	20,000千円	一千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任・不再任の決定の方針

当社は、監査等委員会が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当すると判断した場合及び会計監査人の適格性、独立性を害するなどの事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認めた場合、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、常勤監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

#### (4) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止の処分に関する事項

当社の会計監査人は、2023年12月26日付で、金融庁から契約の新規の締結に関する業務の停止3か月（2024年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けました。

#### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社と太陽有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりません。

#### (6) 補償契約の内容の概要等

当社と太陽有限責任監査法人は、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しておりません。

### 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

#### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、適正な企業経営を確保するため、取締役会により「内部統制システムに関する基本方針」を定めるとともに、各種規程を整備しております。また、取締役及び使用人に対する規程遵守の徹底を図り、内部統制システムが有効に機能する体制を構築しております。内部統制システムに関する基本方針の内容は、以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a. 当社は、取締役及び使用人が、コンプライアンス意識をもって、法令、定款、社内規程等に則った職務執行を行う。
  - b. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
  - c. 取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役の職務の監督を行う。
  - d. 監査等委員である取締役は、法令が定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査する。
  - e. 法令・定款違反等を未然に防止する体制として内部通報制度を導入する。
  - f. 使用人の法令・定款違反等の行為については、就業規則により、適正に処分を行う。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - a. 文書管理規程を定め、重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重

要文書（電磁的記録を含む。）は、当該規程等の定めるところに従い、適切に保存、管理する。

- b. 情報セキュリティ管理規程を定め、情報資産の保護・管理を行う。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- a. 取締役は、当社の事業に伴う様々なリスクを把握し、統合的にリスク管理を行うことの重要性を認識した上で、諸リスクの把握、評価及び管理に努める。
  - b. 取締役会は、適宜、リスク管理体制について見直しを行う。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 取締役会は、定款及び取締役会規程に基づき運営し、月次で定時開催し、又は必要に応じて随時開催する。
  - b. 取締役は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に職務を執行する。
  - c. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、組織規程、職務分掌規程及び稟議規程を制定する。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- a. 職務権限を定めて責任と権限を明確化し、各部門における執行の体制を確立する。
  - b. 必要となる各種の決裁制度、社内規程及びマニュアル等を備え、これを周知し、運営する。
  - c. 個人情報管理責任者を定め、同責任者を中心とする個人情報保護体制を構築し、運営する。また、同責任者の指揮下に事務局を設け、適正な個人情報保護とその継続的な改善に努める。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- a. 監査等委員である取締役は、監査等委員である取締役の指揮命令に服する使用人（以下、「監査等委員の補助者」という。）を置くことを取締役会に対して求めることができる。

- ⑦ 監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
- a. 監査等委員の補助者は、監査等委員である取締役の指揮命令下で業務を行い、監査等委員である取締役以外からの指揮命令は受けない。
  - b. 監査等委員の補助者の任命・異動、人事評価及び懲戒等については、監査等委員である取締役の意見を尊重する。
- ⑧ 監査等委員である取締役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- a. 監査等委員の補助者は、監査等委員である取締役に同行して、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保できる。
  - b. 監査等委員の補助者は、監査等委員である取締役に同行して、代表取締役社長や会計監査人と定期的に意見交換をする場に参加できる。
  - c. 取締役及び使用人は、監査等委員の補助者の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
  - d. 監査等委員の補助者は、必要に応じて、弁護士、公認会計士等の監査業務に関する助言を受けることができる。
- ⑨ 取締役及び使用人による監査等委員である取締役に報告するための体制
- a. 取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、内部通報制度、内部監査の状況等について、遅滞なく監査等委員である取締役に報告する。
  - b. 取締役及び使用人は、監査等委員である取締役の求めに応じ、速やかに業務執行の状況等を報告する。
  - c. 報告者の異動、人事評価及び懲戒等において、報告の事実を考慮することはできない。
- ⑩ 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- a. 当社は、監査等委員である取締役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員である取締役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

- ⑪ その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - a. 監査等委員である取締役は、定期的に代表取締役と意見交換を行う。また、必要に応じて当社の取締役及び重要な使用人からヒアリングを行う。
  - b. 監査等委員である取締役は、必要に応じて監査法人と意見交換を行う。
  - c. 監査等委員である取締役は、必要に応じて独自に弁護士及び公認会計士その他の専門家の助力を得ることができる。
  - d. 監査等委員である取締役は、定期的に内部統制室長と意見交換を行い、連携の強化を図る。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a. 取締役会は、毎月の定時取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催することとしており、経営計画の基本事項の決定と取締役による業務執行の監督を行っております。
  - b. 監査等委員会は、毎月の定時監査等委員会及び必要に応じて臨時監査等委員会を開催することとしております。また、監査等委員は、代表取締役社長及び内部監査室等の関係部門並びに会計監査人と必要に応じて会合を持ち、コンプライアンスや内部統制の整備状況等について意見交換を行っております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
当社では、社内規程に基づき、重要な職務執行に関する情報が記録された文書の保存及び保管、管理は適切に実施されており、管理部門での確認や内部監査部門での監査を通して、管理状況を確認しております。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社は、経営会議において、業務上のリスク管理の検証、見直し及び情報の共有を図っております。また、情報セキュリティ対応についても情報セキュリティワークショップ等で議論を行っております。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
当社は、原則として経営会議を毎週開催し、経営の効率性向上のため経営計画策定に向けた経営資源の配分、組織・人事のあり方等を協議しております。また、職務権限・申請規則等を定め、取締役の権限及び責任を明確にして、業務執行の効率化を図っております。

- ⑤ 取締役及び使用人による監査等委員である取締役に報告するための体制  
当社は、監査等委員会の監査の実効性を確保し維持向上させるため、取締役等から随時報告を受けるなど社内外の重要情報を入手し、必要に応じて説明を求める体制を整えております。
- ⑥ その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
当社は、原則として監査等委員会を毎月開催し、監査に係る方針や重要事項の審議、協議を行っております。また、必要に応じて、監査等委員会事務局として内部監査部門を監査等委員会の職務を補助する部門としております。さらに、監査等委員会では会計監査人との連携を深めるとともに、内部監査部門からの監査結果の報告を受けるなど、監査の実効性、効率性の確保に努めております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、財務体質の強化及び事業競争力を確保するため、将来の事業拡大に必要な内部留保の充実を図り、将来の事業展開のための投資等に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながるかと考えており、設立以来配当を行っておりません。

当社では株主への利益還元も重要な経営課題と認識しており、将来的には業績及び財政状態を勘案し、株主への利益還元を検討していく方針ではありますが、現時点においては配当実施の可能性及び実施時期につきましては未定であります。なお、内部留保資金につきましては、財務体質の強化、事業競争力の確保のための資金として有効に活用していく所存であります。

# 貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>1,388,806</b>	<b>流動負債</b>	<b>264,490</b>
現金及び預金	988,216	買掛金	120,313
受取手形	1,339	1年内返済予定の長期借入金	25,572
売掛金及び契約資産	259,213	未払金	26,565
商品	112,477	未払費用	55,520
仕掛品	1,496	未払法人税等	9,194
原材料及び貯蔵品	2,628	前受金	9,187
前渡金	568	預り金	17,301
前払費用	20,021	その他	836
その他	2,844	<b>固定負債</b>	<b>932,971</b>
<b>固定資産</b>	<b>13,916</b>	社債	500,000
<b>投資その他の資産</b>	<b>13,916</b>	長期借入金	430,928
長期前払費用	740	その他	2,043
その他	13,176	<b>負債合計</b>	<b>1,197,461</b>
		<b>(純資産の部)</b>	
		<b>株主資本</b>	<b>201,370</b>
		資本金	797,424
		資本剰余金	733,396
		資本準備金	697,424
		その他資本剰余金	35,971
		<b>利益剰余金</b>	<b>△1,329,450</b>
		その他利益剰余金	△1,329,450
		繰越利益剰余金	△1,329,450
		<b>新株予約権</b>	<b>3,891</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>205,261</b>
<b>資産合計</b>	<b>1,402,723</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>1,402,723</b>

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

( 2025年 1月 1日から  
2025年12月31日まで )

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	1,051,466
売 上 原 価	640,972
売 上 総 利 益	410,494
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	958,545
営 業 損 失	548,051
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	947
保 険 金 収 入	3,285
保 険 事 務 手 数 料	1,861
そ の 他	780
	6,874
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	3,434
資 金 調 達 費 用	14,477
為 替 差 損	2,181
経 常 損 失	20,094
特 別 損 失	
減 損 損 失	71,489
固 定 資 産 除 却 損	0
税 引 前 当 期 純 損 失	632,761
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,700
当 期 純 損 失	2,700
	635,461

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

( 2025年 1月 1日から  
2025年12月31日まで )

(単位：千円)

	株主資本						株主資本計 合
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	695,682	595,682	35,971	631,654	△693,989	△693,989	633,346
当期変動額							
新株の発行 (第三者割当増資)	99,992	99,992		99,992			199,984
新株の発行 (新株予約権の行使)	1,750	1,750		1,750			3,500
当期純損失					△635,461	△635,461	△635,461
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	101,742	101,742	-	101,742	△635,461	△635,461	△431,976
当期末残高	797,424	697,424	35,971	733,396	△1,329,450	△1,329,450	201,370

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	-	633,346
当期変動額		
新株の発行 (第三者割当増資)		199,984
新株の発行 (新株予約権の行使)		3,500
当期純損失		△635,461
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	3,891	3,891
当期変動額合計	3,891	△428,084
当期末残高	3,891	205,261

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品、仕掛品、原材料及び貯蔵品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法（ただし、建物附属設備については定額法）を採用しております。また、航空機は受注案件に係る点検業務、実証実験等で使用するドローン機体であります。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	8年～18年
機械及び装置	5年～8年
工具、器具及び備品	4年～15年
航空機	5年

##### ② 無形固定資産

##### 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### (3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### (4) 引当金の計上基準

##### ・賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

#### (5) 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要なサービスにおける履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

##### ① 受託案件

当社の各種ソリューションにおける受託案件の主な内容は、業務請負契約等に基づき、ドローンやロ

ボットの利活用によるソリューション開発に向けた調査や実証実験業務及び導入支援業務、国際標準化の推進に係る支援業務等を行うものであります。これらに係る収益は、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足にかかる進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価が、原価総額の見積りに占める割合に基づいて行っております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い業務請負契約については、代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

② 商品の販売

当社の各種ソリューションにおける販売業務の主な内容は、顧客との販売契約に基づき、ドローン機体やロボットなどの商品を引き渡す履行義務を負っております。これらに係る収益は、顧客にそれぞれの商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

③ システム利用料

当社のシステム利用料の主な内容は、当社が提供するJUIDA会員管理システム利用料やBEP利用料であり、期間を定めた契約を前提としてサービスを提供する履行義務を負っております。これらに係る収益は、顧客との契約期間に基づき一定の期間にわたって収益を認識しております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

### (1) 受託案件の進捗度に基づく収益認識

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

受託案件

売上高 116,750千円

(注) 当事業年度末において進捗中の案件につき、計上した金額であります。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しており、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができる場合には、進捗度に基づき収益を認識しております。

進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価が、原価総額の見積りに占める割合に基づいて行っております。

進捗度に基づく収益計上の基礎となる原価総額の見積りは受注案件ごとに行っております。各受注案件に係る工程や仕様により作業を進めておりますが、これらの変更等により、原価総額の見積りの基礎となる作業内容及び工数の見積りに不確実性を伴っております。

原価総額の見積りは受託案件の進行に応じて適宜見直しが行われ、原価総額の見積り時点では予見で

さなかった仕様変更や納期変更等により、原価総額の変更が発生し、その結果進捗率が変動する可能性があり、翌事業年度の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

## (2) 固定資産の減損

### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

科目	帳簿価額	減損損失
有形固定資産	—	71,489千円

### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社のドローン関連事業の営業損益は継続してマイナスとなっていることから、固定資産に減損の兆候があるものと判断し、減損損失の認識及び測定を行っております。

減損損失の認識の判定における割引前将来キャッシュ・フローの総額、及び減損損失の測定における使用価値の算定は、取締役会で決議された中期経営計画に基づく将来キャッシュ・フローに基づき算定しております。

## 3. 貸借対照表に関する注記

### (1) 売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額

売掛金	142,462千円
契約資産	116,750千円

### (2) 資産に係る減価償却累計額及び減損損失累計額

有形固定資産に係る減価償却累計額	280,561千円
------------------	-----------

上記の減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

#### 4. 損益計算書に関する注記

##### 減損損失

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	場所	種類	減損損失
事業用資産	東京都文京区等	建物附属設備 機械及び装置 工具、器具及び備品 航空機	71,489千円

当社はドローン関連事業の単一セグメントであるため、一体としてグルーピングを実施しております。

営業損益が継続して赤字となり、回収可能性について慎重に検討を行った結果、現時点で合理的に予測可能な期間における将来キャッシュ・フローの見積額が帳簿価額を下回ることとなったため、当該帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失（71,489千円）を計上いたしました。

なお、回収可能価額は、使用価値により算定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、ゼロとして評価しております。

#### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 4,025,671株

##### (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

該当事項はありません。

##### (3) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 457,820株

#### 6. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

###### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、必要に応じて運転資金等を株式発行等により調達しております。一時的な余剰資金につきましては、普通預金で保有しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。借入金は主に運転資金の調達を目的としたものであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

- ・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については社内規程に従い、取引先別に期日及び残高を管理しております。また、入金状況については管理部が随時社内に共有し、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

- ・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

管理部が適時に資金繰りの状況を確認し、資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
社 債	500,000千円	500,000千円	—
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	456,500千円	447,012千円	△9,487千円
負債計	956,500千円	947,012千円	△9,487千円

(注) 1. 「現金及び預金」、「売掛金及び契約資産」、「買掛金」及び「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 2. 社債、長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	合 計
社 債	—	500,000千円	—	500,000千円
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	25,572千円	102,328千円	328,600千円	456,500千円
合計	25,572千円	602,328千円	328,600千円	956,500千円

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融負債

区 分	時 価			
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	合 計
社 債	－	500,000千円	－	500,000千円
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	－	447,012千円	－	447,012千円

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

・社債

社債の時価は、評価手法に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

なお、当該社債は2025年10月に発行したものであり、期末日までの経過期間が短く、時価は帳簿価額と近似していることから、当期においては帳簿価額をもって時価としております。

・長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金は、同様の新規借り入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 7. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	1,939千円
減損損失	22,556千円
減価償却費	2,444千円
資産除去債務	2,991千円
税務上の欠損金	836,987千円
その他	1,310千円
繰延税金資産小計	868,229千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△836,987千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△31,242千円
評価性引当額小計	△868,229千円
繰延税金資産合計	—

### (2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後に開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度以降において解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更して計算しております。

この法定実効税率の変更による影響はありません。

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

### 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び個人主要株主	熊田 貴之	(被所有) 直接37.02%	当社取締役 債務保証	連帯保証 (注)	77,500	—	—

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 連帯保証は、当社の借入に関する保証であります。保証料は支払っておりません。

## 9. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益をソリューション別に区分した金額及び収益認識の時期は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

ソリューション区分	一定期間にわたって 認識する収益	一時点で認識 する収益	合計
点検	109,470	467,051	576,522
ポット	227,911	24,231	252,143
教育	187,967	15,100	203,067
ネットワーク	4,683	15,050	19,733
顧客との契約から 生じる収益	530,033	521,433	1,051,466
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	530,033	521,433	1,051,466

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記(5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### (3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### ① 契約資産の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	304,718
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	142,462
契約資産（期首残高）	162,321
契約資産（期末残高）	116,750
契約負債（期首残高）	8,726
契約負債（期末残高）	9,187

契約資産は、主に受託案件に係る契約において進捗度に基づいて認識した収益に係る未請求売掛金であります。契約資産は顧客の検収時に売上債権へ振りかえられます。

契約負債は、主にシステム利用料について顧客から受け取った前受金に関連するものであります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩しております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引はないため、残存履行義務に係る開示を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

**10. 1株当たり情報に関する注記**

(1) 1株当たりの純資産額	50円2銭
(2) 1株当たりの当期純損失	160円55銭

## 独立監査人の監査報告書

2026年2月24日

ブルーイノベーション株式会社  
取締役会 御中

### 太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石上卓哉

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 野田大輔

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ブルーイノベーション株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第27期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月24日

ブルーイノベーション株式会社 監査等委員会

監査等委員（常勤） 古 川 聖 ㊞

監査等委員 野 島 威 ㊞

監査等委員 中 川 雅 博 ㊞

(注) 監査等委員古川聖、野島威及び中川雅博は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営機構改革を実施し、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう1名減員し、取締役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査等委員会は相当であると判断しており、異論はない旨の報告を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	<small>くまだ たかゆき</small> 熊田 貴之 (1976年8月27日)	2004年4月 株式会社水圏科学コンサルタント 入社 2010年4月 当社 入社 COO 2012年6月 当社 代表取締役社長（現任） 2022年6月 当社 最高執行役員（現任）	1,490,400株
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 当社の代表取締役社長最高執行役員として就任後より事業に大きく貢献しており、当社の経営方針や事業戦略の立案及び遂行において重要な役割を果たしております。また、その有するドローン業界に関する豊富な知識・経験は、当社の企業価値向上に不可欠であるため、取締役候補者として適任であると判断したためであります。		
2	<small>くまだ まさゆき</small> 熊田 雅之 (1979年9月2日)	2002年4月 富士ソフト株式会社 入社 2011年7月 当社 入社 2012年6月 当社 取締役（現任） 2022年6月 当社 副社長執行役員 システム開発本部管掌（現任）	113,400株
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 現在、副社長執行役員として代表取締役社長のサポートを行うとともに、CTOとしてシステム開発本部を管掌しており、その有するドローン業界に関する豊富な知識・経験・実績は、当社のコア技術である Blue Earth Platform® の開発推進に不可欠であり、持続的な企業価値向上を目指すにあたり取締役候補者として適任であると判断したためであります。		

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。

2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中で同様の内容で更新することを予定しております。
3. 所有する当社の株式数は、2025年12月31日時点のものであります。

## 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	ふるかわ せい 古川 聖 (1958年7月22日)	1982年4月 カシオ計算機株式会社 入社 1999年9月 カシオマイクロニクス株式会社 出向 1999年12月 同社 転籍 2008年5月 デジタルメディアプロフェッショナル 株式会社 入社 2008年10月 同社 取締役管理部長兼CFO 2012年6月 同社 常務取締役管理部長兼CFO 2019年5月 同社 常務取締役経理部長兼CFO 2020年6月 当社 社外取締役監査等委員（常勤） （現任）	一株
<p><b>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>上場会社でのCFO経験と高い見識から、その知識と経験を活かして業務執行者に対する監督機能強化を担っていただけるものと判断し、その有する知識・経験に基づき議決権を有する取締役会の一員として審議及び決議に参加することで、経営の透明性・客観性及び適正性の確保に貢献することが期待できるため、当社の監査等委員である社外取締役として適任であると判断したためであります。</p> <p>なお、同氏は現在当社の監査等委員である社外取締役であり、その就任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
2	の じ ま た け し 野 島 威 (1947年1月25日)	1970年4月 株式会社バンダイ 入社 1991年4月 BANDAI (H.K.) CO.,LTD. 代表取締役社長 1993年3月 BANDAI AMERICA INC. 代表取締役社長 1994年6月 株式会社バンダイ 取締役 2002年4月 同社 グローバル事業統括部ゼネラルマネージャー 2004年12月 株式会社トイカード 代表取締役社長 2012年12月 同社 相談役 (現任) 2015年7月 当社 社外取締役 2020年6月 当社 社外取締役監査等委員 (現任)	一株
<p><b>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>国内外での豊富な会社経営の経験に裏打ちされた会社運営能力を当社で発揮していただけるものと判断し、その有する知識・経験に基づき議決権を有する取締役会の一員として審議及び決議に参加することで、経営の透明性・客観性及び適正性の確保に貢献することが期待できるため、当社の監査等委員である社外取締役として適任であると判断したためであります。</p> <p>なお、同氏は現在当社の監査等委員である社外取締役であり、その就任期間は、本総会終結の時をもって11年となります。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
3	なかがわ まさひろ 中川 雅博 (1950年8月11日)	1974年4月 伊藤忠商事株式会社 入社 2002年6月 同社 執行役員 2005年4月 同社 常務執行役員 2008年4月 同社 顧問 2008年6月 同社 理事(現任) 2008年6月 センチュリー・リーシング・システム株 式会社 代表取締役副社長 2009年4月 東京センチュリー・リース株式会社 代 表取締役副社長 2011年6月 キャプラン株式会社 代表取締役社長 2013年6月 日本ベンチャーキャピタル株式会社 顧 問 2014年6月 同社 取締役副会長 2016年6月 同社 シニア・アドバイザー 2017年9月 当社 社外取締役 2020年6月 当社 社外取締役監査等委員(現任)	一株
<p><b>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>国内外での豊富な会社経営の経験を通じて、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現への貢献が期待できると判断し、その有する知識・経験に基づき議決権を有する取締役会の一員として審議及び決議に参加することで、経営の透明性・客観性及び適正性の確保に貢献することが期待できるため、当社の監査等委員である社外取締役として適任であると判断したためであります。</p> <p>なお、同氏は現在当社の監査等委員である社外取締役であり、その就任期間は、本総会終結の時をもって9年となります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 古川聖氏、野島威氏及び中川雅博氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約(D&O保険)を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

4. 当社は、社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。古川聖氏、野島威氏及び中川雅博氏の監査等委員である社外取締役選任の承認をいただいた場合は、上記契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。
5. 当社は、古川聖氏、野島威氏及び中川雅博氏を東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員として同取引所に届け出ており、各氏の選任の承認をいただいた場合には、引き続き独立役員に指定する予定であります。
6. 当社の独立社外取締役を選任する際の判断基準は、東京証券取引所の定める独立性判断基準を参考として、当社との間に利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものとしております。
7. 所有する当社の株式の数は、2025年12月31日時点のものであります。

### 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

補欠の監査等委員である取締役につきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことを就任の条件とし、その任期は前任の監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとさせていただきます。

また、その選任の効力につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
さかきばら しの 榊原 史乃 (1985年10月7日)	2013年12月 弁護士登録 2014年1月 久恒三平法律事務所 入所 2018年1月 株式会社GSユアサ 入社 2022年3月 AZ MORE国際法律事務所 入所 2022年10月 スフィア法律事務所 入所 2023年10月 株式会社フロンティアコンサルティング 社外 監査役 就任 (現任) 2025年5月 弁護士法人吉川総合法律事務所 入所 (現任) (重要な兼職の状況) 弁護士法人吉川総合法律事務所 株式会社フロンティアコンサルティング 社外監査役	一株

#### 【選任理由及び期待される役割】

榊原史乃氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての専門知識・豊富な経験及び大企業におけるインハウスローヤーとしてM&A業務・国内外の子会社サポートに従事した経験などを当社の経営に活かしていただけることを期待し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 2. 候補者は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。  
 3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約 (D&O保険) を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に

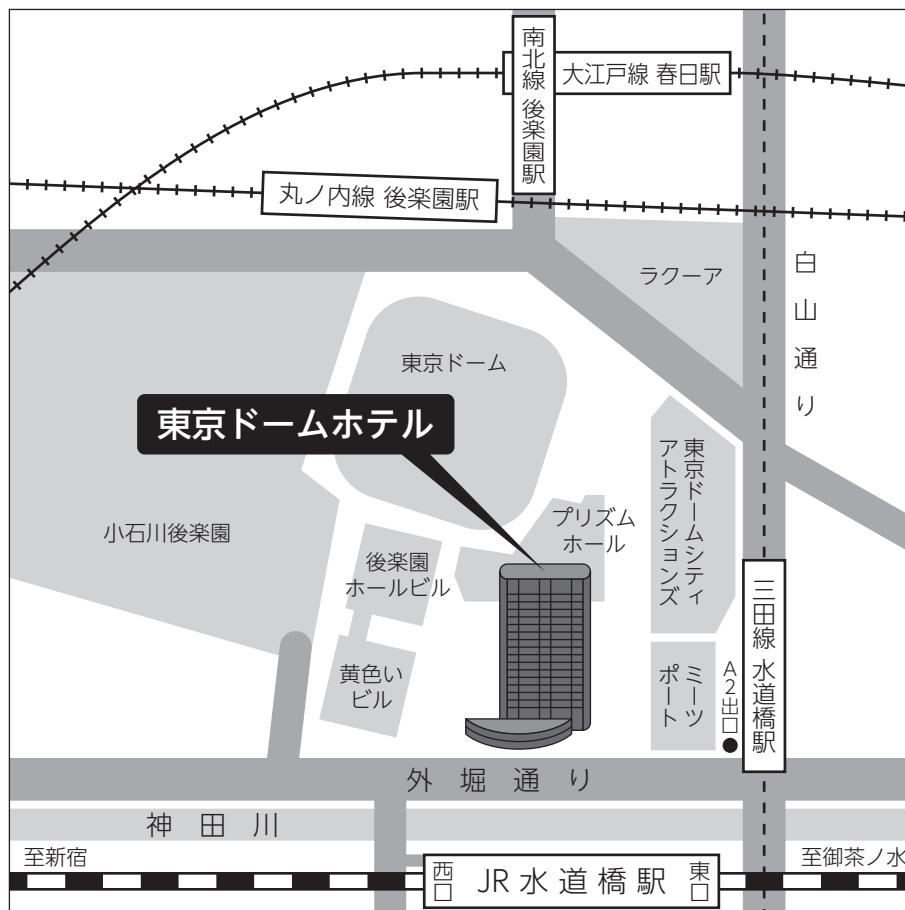
起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当社は、当該保険契約を同様の内容で更新することを予定しております。

4. 当社は、社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。候補者が監査等委員である取締役に就任した場合には、当社は候補者との間で当該契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。
5. 候補者が監査等委員である取締役に就任した場合には、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
6. 当社の独立社外取締役を選任する際の判断基準は、東京証券取引所の定める独立性判断基準を参考として、当社との間に利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものとしております。
7. 所有する当社の株式の数は、2025年12月31日時点のものであります。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都文京区後楽一丁目3番61号  
東京ドームホテル B1階 シンシア



交通	JR総武線 水道橋駅	東口より	徒歩約2分
	都営地下鉄三田線 水道橋駅	A2出口より	徒歩約1分
	東京メトロ丸ノ内線 後楽園駅	2番出口より	徒歩約5分
	東京メトロ南北線 後楽園駅	2番出口より	徒歩約5分
	都営地下鉄大江戸線 春日駅	6番出口より	徒歩約6分